

令和8年度 新規支援事業者募集

沖縄県離島特産品等マーケティング支援事業

離島特産品等の島外・県外への販路拡大を目指し、
マーケティング活動に取り組むプロジェクトを募集いたします！

【主な支援内容】

- 販路拡大の活動に係る旅費、出展費、商品改良費、ブランディング費、情報発信費、招聘指導費等にかかる**費用の一部を補助**
- 販路拡大等のマーケティング活動に係る**ハンズオン支援**
- 離島事業者の抱える課題の克服に向けた**専門家による個別指導等の支援**（品質管理や食品表示等の法令遵守、販路拡大等に向けたマーケティング活動の実践力向上への支援等）
- 各種必要書類などの作成に係る支援**（離島特産品等マーケティング支援事業補助金に係る交付申請や物産展、展示会に係る必要書類の作成等）

【対象者】

◎離島市町村（本部町、うるま市及び南城市の指定離島を含む）で離島特産品（特産品・民芸品・伝統工芸品・観光商品等）を製造・販売している事業者等

【申込締切】令和8年1月26日(月)17:00 必着（2月12日(木)に審査会を予定）

【支援期間】令和8年5月（予定）～令和9年2月末（予定）

*記載のスケジュールは、予告なく変更する場合がございます。予めご了承ください。

【留意】支援対象となる「離島特産品等」の範囲について

◎既存商品であること（新商品開発は対象外となります）。

◎離島に所在する製造拠点において、製品としての主たる加工等が施されているものであること（一次産品は対象外となります）。

*その他詳細は、募集要領でご確認いただきます（下記QRコードを読み取りください）。

① 個別離島事業者型

◆補助内容：対象経費の 9/10 を補助
（上限 108 万円）

◆対象者：離島特産品等を製造・販売している離島事業者

② 地域連携企業型

◆補助内容：対象経費の 9/10 を補助
（上限 405 万円）

◆対象者：離島事業者3人以上が連携した地域連携企業体

*1年目の補助内容を記載しています。2年目（継続）は補助率 8/10となり、補助上限が引き下げとなります。

*以下の理由により公募手続きを含め事業の中止または事業内容が変更となる可能性がありますので、予めご注意ください。
・公募、選定は事業を円滑に実施するための事前準備手続きであり、本事業の実施は、沖縄県の令和8年度当初予算の成立が前提となります。補助上限額は、変更となる場合があります。
・選定された場合も県議会において当初予算案が否決された場合、又は今後予定されている沖縄振興特別推進交付金に係る国からの交付決定がなされなかった場合は、県からの補助金の交付決定を行わないことがあります。

本事業に関する
問合せ先

令和7年度離島特産品等マーケティング支援事業 事務局 株式会社みらいおきなわ
担当：宮平(みやひら)、新垣(あらかき)、川村(かわむら)
E-mail: mirai7@okinawa-bank.co.jp, mirai4@okinawa-bank.co.jp
TEL: 098-860-0960



令和7年度における本事業は、株式会社みらいおきなわが沖縄県企画部地域・離島課より委託を受けて実施しています。